

日医発第 1142 号（広情 127）F
平成 28 年 3 月 17 日

郡市区医師会会長殿

日本医師会
石川 広 己

「医師資格証」申請方法見直しについて

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より本会の会務運営に際しまして、一方ならぬご高配を賜り、深く感謝申し上げます。

日本医師会で発行している「医師資格証」に関しましては、平成 28 年度診療報酬改定において医師資格証（HPKI カード）を用いた診療情報提供料（I）検査・画像情報提供加算（ロ）が新設され、電子的に送受される診療情報提供書に添付した検査・画像情報提供加算として所定点数に加算することができるようになります。

また、JALDOCTOR 登録制度や、講習会等の出欠管理サービスの提供も開始され、来年度には、生涯教育制度管理等のサービスも提供する予定です。

そこで、日本医師会では「医師資格証」を全ての先生に持っていただけるよう、このたび第 33 回常任理事会において、申請方法の見直しを行なうことといたしました。

つきましては、以下に 4 月から実施される医師資格証の変更方法の内容を記載いたしますので、ご確認いただきたくお願い申し上げます。

なお、「医師資格証」利用料等費用につきましては、申請される先生の負担を軽減できるよう、現在検討を重ねております。

その際、事務助成金制度は廃止する予定であることを申し添えます。

【医師資格証 申請方法】

平成 28 年 3 月末日まで

- ①先生本人による LRA 担当者と対面での申請
- ②本人受け取り限定郵便にて先生個人に郵送

平成 28 年 4 月 1 日より

- ①日本医師会電子認証センターへ必要書類の郵送申請
- ②日本医師会より、都道府県医師会に医師資格証を送付し、対面にて申請した先生に受け渡していただく

【都道府県医師会 LRA での対応方法】

- ・都道府県医師会での事務作業軽減のため、医師資格証の申請受付、審査システムへの入力、はすべて日本医師会電子認証センターで行います。
- ・都道府県医師会で、従来どおり確認の上、申請書類を受け取り、代理にて日本医師会あてに郵送していただいても構いません。
- ・郵送にて申請していた書類は日本医師会電子認証センターにて書類審査を行い、医師資格証を発行いたします。
- ・発行後、申請いただいた先生には、個別に発行を完了した旨の通知を行います。同時に、都道府県医師会（もしくは郡市区医師会）に医師資格証を送付いたしますので、対面にて医師免許証の原本を確認いただき医師資格証の交付ならびに受領書を受け取りをお願いいたします。
- ・受け取られた受領書は、日本医師会に郵送してください。

※LRA の皆様には、詳しい対応方法を記載した資料を、別途ご案内を差し上げます

以上、医師資格証の申請方法の変更について、ご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

日本医師会では、「医師資格証」普及に向けて一層努力してまいりますので、かさねてよろしくお願い致します。

なお、都道府県医師会にも同文書を送りました事を申し添えます。

敬具